

コロナ災害からいのちと暮らしを守るための緊急提言

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活にも深刻な影響を与えている。我々、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会は、市民生活を守る立場から、本日、ウェブ上で、「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る緊急学習会」を、オンラインで開催した。

感染症の流行は、社会的により弱い立場の者に、より深刻な打撃を与える。感染症による健康上の被害だけでなく、社会的、経済的な被害を防止することは、国と自治体の責務である。我々は、本日の学習会を踏まえて、国と自治体に対し、次のとおり対策をとるよう提言する。

- 1 生活福祉資金については、十分な原資を確保するとともに、手続の簡素化を図り、必要とする人に対して、迅速に資金を供給できるようにすること
- 2 雇用調整助成金を迅速に交付できる体制を作り、経営難に陥った事業主に対する支援を行うことを通じて、労働者の失業を回避する方策を講じること
- 3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例」を活用して、事業主が労働者を解雇せず、休業中であっても、労働者が雇用保険金の支給を受けられるようにすること
- 4 各種金融機関等に対し、事態が収束するまでの間、返済困難に陥った債務者に対して弁済の猶予を与えるよう指導するとともに、各種信用情報機関に対しても、事態が収束するまでの間、信用情報に延滞情報を登録しないよう指導すること
- 5 資金難に陥った者の弱みに付け込む、給与ファクタリング業者を始めとするヤミ金事業者に対する取締を徹底すること
- 6 資金難に陥った者に対して、納税の猶予や免除の方策を講じること
- 7 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給要件を緩和するとともに、住宅入居時の初期費用も給付できるよう制度を改善すること
- 8 住宅ローンの支払い猶予、家賃の支払い猶予のための抜本的な方策を講じること
- 9 不安定な住環境を余儀なくされている者に対して公営住宅を提供するとともに、単身者や保証人を用意できない者、税の滞納のある者などを排除しないこと。
- 10 生活保護を積極的に活用して、資金難に陥った者に対する生活保障に万全を期すること

我々は、今後も引き続き、市民のいのちと暮らしを守るための取り組みを一層強めることを確認するとともに、国及び自治体が迅速かつ有効な施策をとるよう、監視を続けていくものである。

2020年5月10日
全国クレサラ・生活再建問題対策協議会